

(案)

浜松市農業振興ビジョン

解説編

2019年 月

浜 松 市

目 次

1	浜松市農業振興ビジョン策定にあたって.....	1
	策定の趣旨.....	1
2	本ビジョンの位置付け.....	2
3	推進体制.....	3
4	計画期間.....	4
5	基本理念.....	5
6	基本方針.....	6
	方針1 「営」む力.....	7
	方針2 「売」る力.....	8
	方針3 「産」む力.....	9
	方針4 「守」る力.....	10
	方針5 「地域」の力.....	11
7	基本方針・基本施策体系図.....	12
8	浜松市農業の現状.....	13
	(1) 参考指標.....	13
	(2) 主な農産物等.....	14
	(3) 地域別農業の特色.....	15
9	用語解説.....	16

*印のある用語は、16 ページ以後の用語解説にて説明があるものです。

1 浜松市農業振興ビジョン策定にあたって

策定の趣旨

本市は、東西約 52km、南北に約 73km、総面積 1,558.06 km²と全国で 2 番目の広大な市域を有し、首都圏と関西圏の 2 つの経済圏のほぼ中間に位置しています。また、東海道新幹線や東名高速道路等交通条件にも恵まれ、東京、名古屋、大阪などの大消費地に近く、東西への農産物*流通の拠点となる立地条件にあります。

地形は、天竜川中流域の急しゅんな中山間地、扇状地に広がる下流域の平野部、河岸段丘の三方原台地、そして浜名湖から太平洋の沿岸部によって形成されています。

農業においては、温暖な気候と豊かな自然環境に恵まれ、農業産出額*全国 7 位、総農家数*全国 1 位、農業就業人口*全国 3 位と、全国有数の規模を誇り、また穀物、野菜、果物、花き、畜産等において、170 品目を超える農産物を生産しています。

しかし、近年は高齢化、後継者*・労働力不足、収益の減少等を理由に離農する農業者*が増加し、今後、経営耕地面積*の減少・分散が急速に進むことが懸念されます。一方で、高い経営意欲を持ち、作業効率化と規模拡大、新たな担い手*の受入、販路拡大、認証制度の取得などの独自の取組を進め、活躍している若手農業者も増えつつあります。

農業には、命を育み、生活に活力を与え、さらには国土を保全するなど多面的な機能があります。したがって、農業の衰退は、農業者だけの問題ではなく、本市の産業振興、環境保全、健康福祉、文化振興などにも大きく影響する重要な課題です。

本市の農業が持続的に発展するためには、全市民が目指すべき方向性を共有し、みんなの「暮らし」を支える農業の振興に取り組むことが必要です。さらに、農業者も経営的な視点を持って生産することが必要となっています。

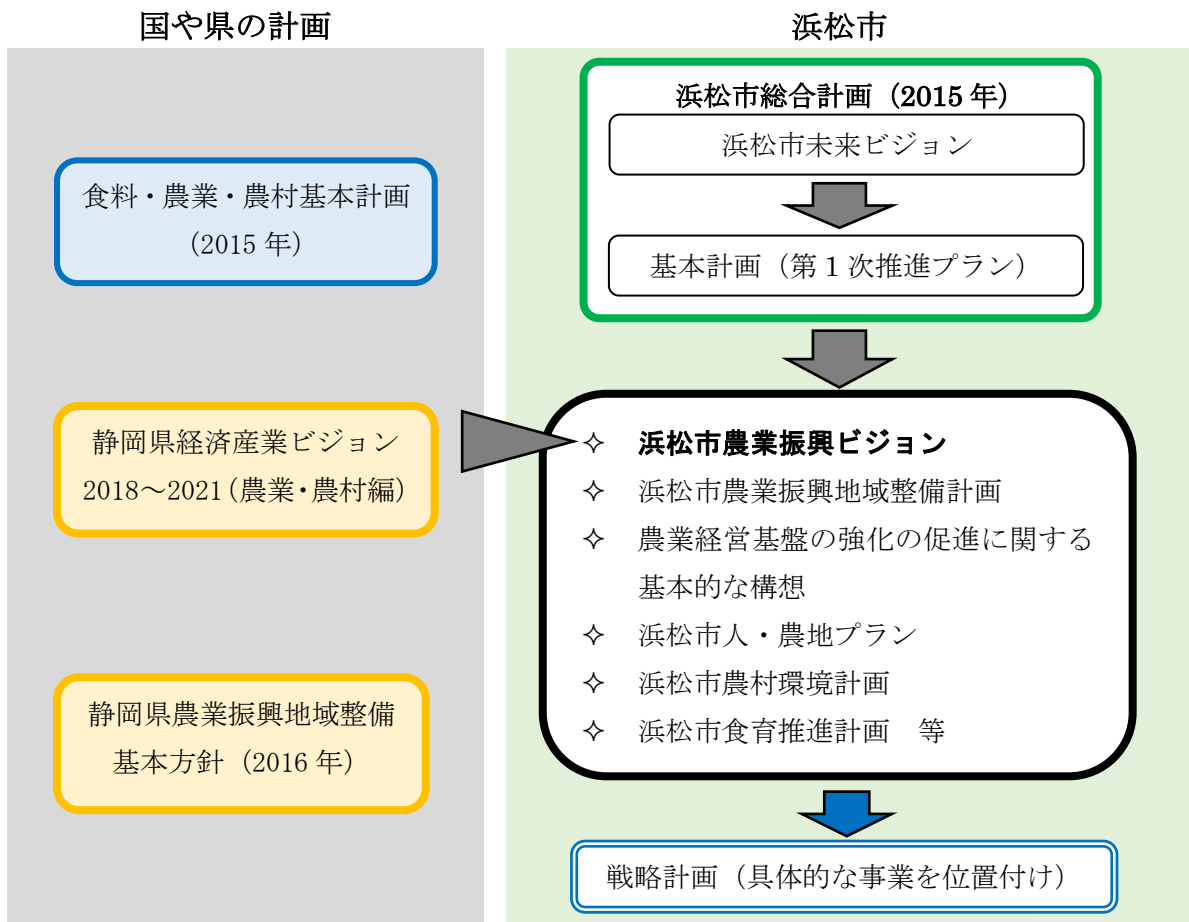
浜松市農業振興基本計画「浜松市農業振興ビジョン」は、基本方針、施策を分かりやすく市民の皆さまにお伝えするとともに推進体制を整え、本市の農業が目指すべき将来像を実現するため策定するものです。

2 本ビジョンの位置付け

本ビジョンは、国の「食料・農業・農村基本計画（2015年）*」、静岡県「経済産業ビジョン2018～2021（農業・農村編）*」及び「静岡県農業振興地域整備基本方針（2016年）」の内容を踏まえつつ、市政運営の中長期的指針である「浜松市総合計画／基本計画（浜松市未来ビジョン 第1次推進プラン）」を上位計画とし、産業経済における農業部門の個別ビジョンとして、本市農業行政の最上位に位置付けるものとします。

また、本ビジョンは「浜松市農業振興地域整備計画*」、「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想*」、「浜松市農村環境計画*」、「第3次浜松市食育推進計画*」などの関連する計画とも整合を図るものとします。加えて、本市が実施する具体的な事業は、毎年策定する「戦略計画*」に位置付けることとします。

なお、本ビジョンは、都市農業振興基本法*に基づく地方計画*を含むものです。



指標名	静岡県経済産業ビジョン2018～2021（農業・農村編）における西部地域の目標値	左記の浜松市分（※）
農業産出額	634 億円	546 億円
担い手への農地集積面積	7,143ha	6,784ha
農業法人数	227 法人	205 法人

※「左記の浜松市分」は、静岡県経済産業ビジョン2018～2021（農業・農村編）における西部地域の目標値が湖西市を含んでいるため、浜松市と湖西市の2016年実績に基づき案分して算出しています。

3 推進体制

本市は、都市の将来像に「市民協働*で築く『未来へかがやく創造都市・浜松』」を掲げ、市民協働によるまちづくりを進めています。農業振興は、農業者はもちろんのこと、多様な主体がそれぞれの役割を担い、連携するなど「オール浜松*」で取り組むことが重要です。

なお、計画期間中は、市民や農業関係者などで構成する「浜松市農業振興協議会*」が基本施策の状況を確認するとともに、新たな事業提案を行います。

(1) 農業者

「農業」が持つ「暮らしを支える」という社会的役割を認識し、本市農業振興の中心として安全・安心な農作物の生産・販売を行います。また、消費者ニーズ*に応えるために創意工夫しながら農業経営を展開し、周囲から信頼される農業を目指します。

(2) 市民

農業にふれあい、また、地元産の農産物を積極的に消費することで、本市農業の魅力を深く理解し、本市農業を支えます。

(3) 事業者*

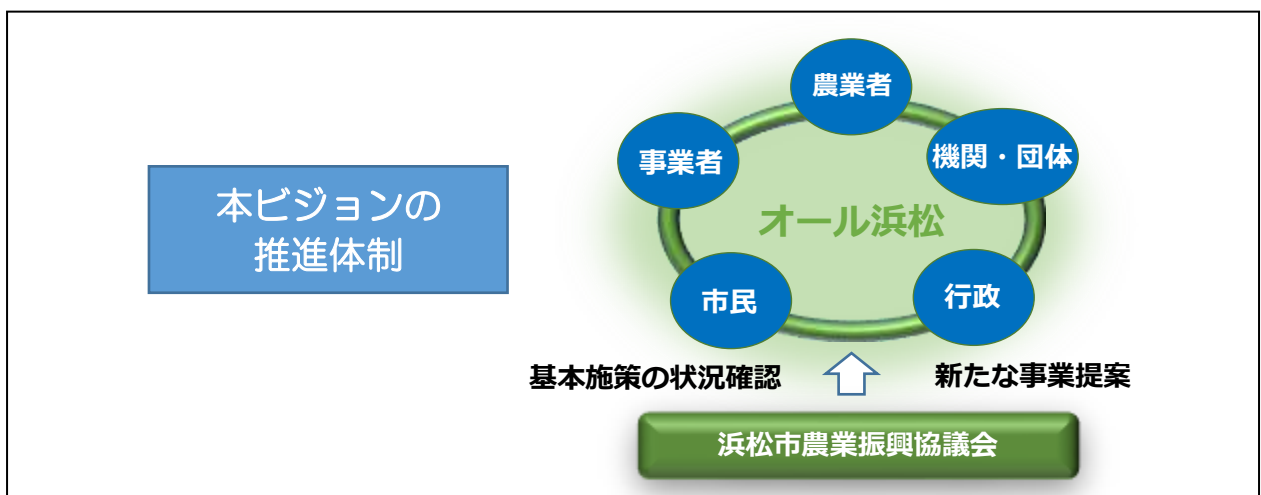
商業・工業などの事業者それぞれが持つ「強み」を存分に発揮し、新しい農業の展開の一端を担うなどして本市農業の可能性を広げます。

(4) 機関・団体

農業協同組合や大学などの教育機関、NPO*などの各機関・団体が、それぞれの専門性を活かし、地域農業*の先導役や、消費者と農業者及び農業者同士の橋渡しをするコーディネーター*の役割を担うことなどにより本市農業を支えます。

(5) 行政

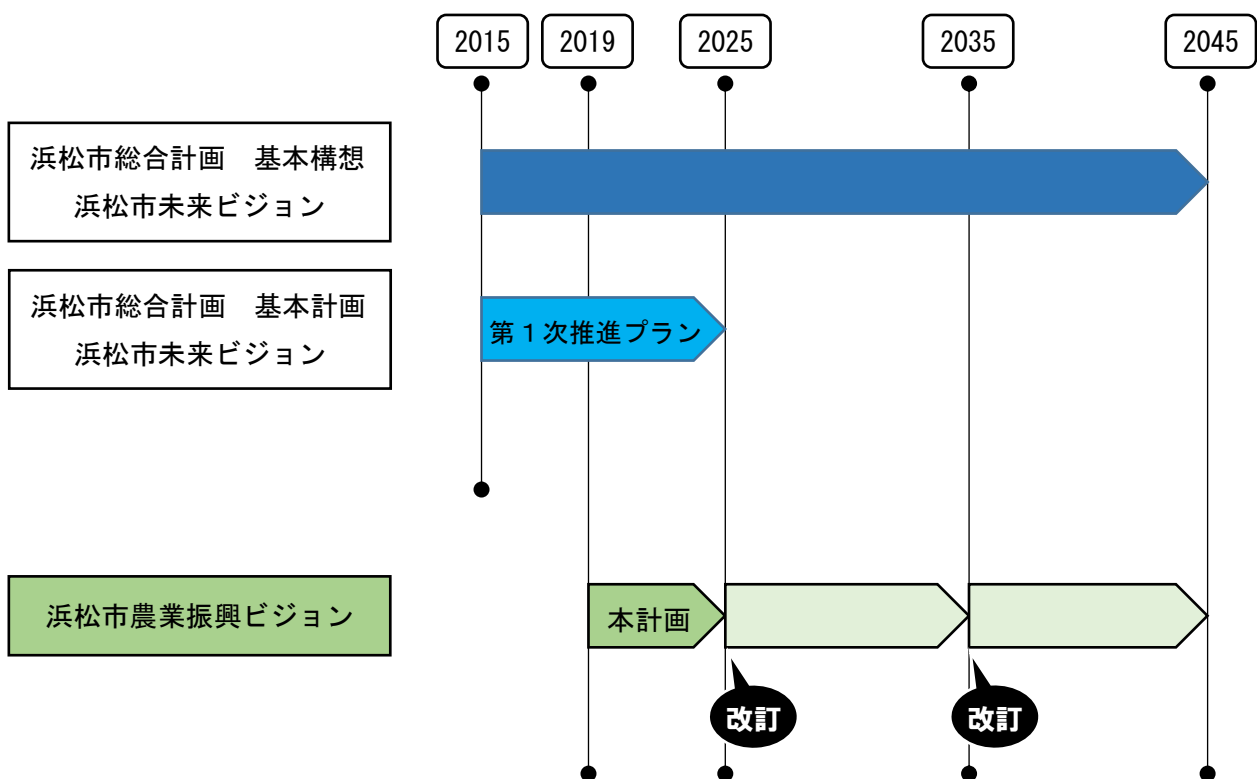
積極的な情報の発信に努めるとともに、技術的・財政的な支援を行います。また、各主体の連携をサポートし、総合的な農業振興施策を推進します。



4 計画期間

本ビジョンの期間は、30年後の本市の将来像を描いた「浜松市総合計画/基本構想『浜松市未来ビジョン』」の実現に向けて、10年間の総合的な政策をまとめ、基本計画として定めた「第1次推進プラン」の終期に合わせた6年間とします。

2019年4月1日～2025年3月31日



5 基本理念

チャレンジ・工夫で「もうかる農業」を実現する

この基本理念のもと、オール浜松で農業の振興に取り組みます。

本ビジョンにおける「もうかる農業」とは・・・。

小規模から大規模まですべての農業者が収益を上げることにより、農業が持続的に発展することを言います。これにより市民も安心して豊かな食を楽しむことができます。



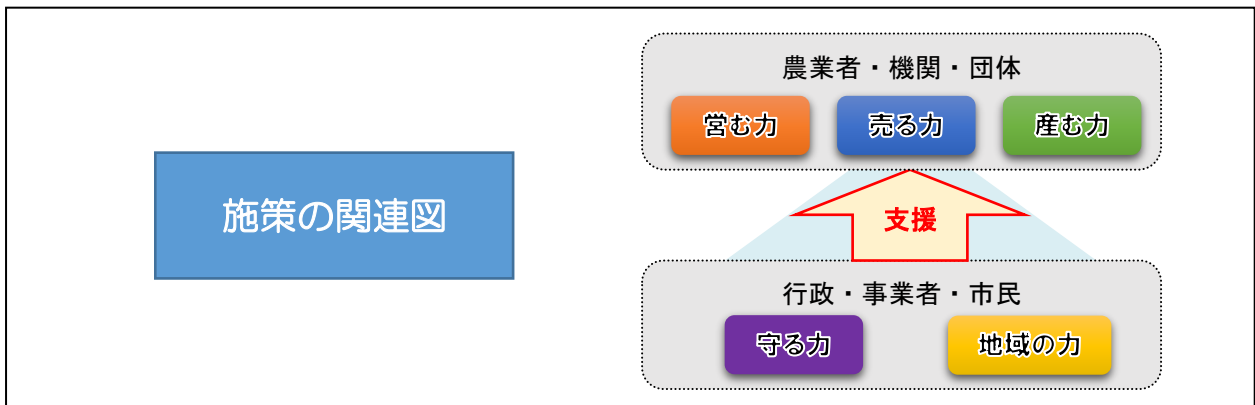
6 基本方針

基本理念のもと、5つの基本方針を柱とし、さらに17の基本施策を定めました。これらを総合的に実施し、「もうかる農業」の実現に向け農業の振興に取り組みます。

基本方針

基本施策

<p>「営む力」</p>	 <p>「経営者」の意識を醸成し、市場競争力の高いビジネス経営体を育成する</p> <p>多様な人材が働きやすい環境を整える</p>	<p>①ビジネス経営体の育成</p> <p>②「経営者」意識の醸成</p> <p>③多様な担い手の確保</p>
<p>「売る力」</p>	 <p>戦略を明確にし、販路拡大や付加価値の創出を目指す</p> <p>消費者とのつながりを強化し相互利益を生み出す</p>	<p>④6次産業化やブランド化による付加価値づくり</p> <p>⑤輸出販売を含む販路拡大</p> <p>⑥マーケティング戦略を持った農業者の育成</p> <p>⑦安全・安心な作物の生産と流通</p>
<p>「産む力」</p>	 <p>農地の集積・集約により強い農業経営の実現を図る</p> <p>先端技術の活用や栽培技術の向上により生産性を高める</p>	<p>⑧安定した農地の確保</p> <p>⑨優良品種、気候変動に対応する作物の生産</p> <p>⑩ICT、省力化技術等の導入</p> <p>⑪栽培技術の継承と業務改善の実施</p>
<p>「守る力」</p>	 <p>農地の果たす多面的機能を理解し、農地を守り、農村環境を次代に引き継ぐ</p> <p>農業生産の基盤を整備し良好な営農環境を確保する</p>	<p>⑫農地の保全、耕作放棄地の解消、農村環境の維持</p> <p>⑬農業生産基盤の整備、施設の耐震化・老朽化対策</p> <p>⑭鳥獣被害対策</p>
<p>「地域の力」</p>	 <p>浜松産農産物の豊富さ・美味しさを実感し、伝えていく</p> <p>自然豊かな農山村を地域資源として活用し、活気をもたらす</p>	<p>⑮食農教育、地産地消の推進</p> <p>⑯浜松農業の理解と情報発信</p> <p>⑰観光資源としての農山村の活用</p>



方針1 「営」む力

「営」む力



- ◆ 「経営者」の意識を醸成し、市場競争力*の高いビジネス経営体を育成する
- ◆ 多様な人材が働きやすい環境を整える

「もうかる農業」を実現するためには、経営感覚*を持った農業者の育成や新たな担い手を確保することが必要です。そのため、農業者が「経営」を学ぶことで、「経営者」意識の醸成を図り、ビジネス経営体*の育成に繋がります。また、多様な担い手の確保に向けた啓発活動や、働きやすい環境を整えるための支援を行うなど新規就農者*の育成支援や企業の農業参入等、新たな担い手の確保を進めます。

基本施策

① ビジネス経営体の育成

本市農業の中核を担う認定農業者*・認定新規就農者*の育成を図るとともに、法人化*に向けた説明会の開催やマニュアルを作成するなど、ビジネス経営体への転換を促します。また、市内農業者の情報を集約し、関係機関と共有することにより、専門人材による支援を効果的に行います。

② 「経営者」意識の醸成

農業経営塾を根幹とした経営セミナー等を開催し、「経営」を学ぶ場を提供するとともに、農業者間のネットワークづくりを進めます。また、優れた農業経営者と意欲ある農業者とのマッチングや異業種交流会の開催など経営を学ぶ場を創出します。



③ 多様な担い手の確保

新規就農者を支援するとともに、高齢者、女性、障がい者、企業内人材、外国人材の活用や、企業による農業参入など、多様な担い手の確保を進めます。また、新規就農者の参入しやすい環境を整えるため、県・市・関係機関が一体となったワンストップサービス*の仕組みをつくりまします。なお、ユニバーサル農業*については、市内全域に拡大を図るとともに全国にPRしてまいります。

方針2 「売」る力

「売」る力



- ◆ 戦略を明確にし、販路拡大や付加価値の創出を目指す
- ◆ 消費者とのつながりを強化し相互利益を生み出す

「もうかる農業」を実現するためには、消費を意識した明確な販売戦略を持つことが必要です。そのため、消費者ニーズを的確に把握し、マーケティング戦略*を持った農業者を育成します。さらに、6次産業化*やブランド化による付加価値の向上や海外輸出等を含めた販路拡大のための支援、消費者に選ばれる安全・安心な農作物の販売力強化に努めます。

基本施策

④ 6次産業化やブランド化による付加価値づくり

ビジネスマッチング*の場を設けるなど、2次産業*、3次産業*との連携による農業者主導の6次産業化を促し、浜松産農産物の付加価値を高めた商品の開発・販売を支援します。また、GI*（地理的表示保護制度）や地域団体商標*の認証取得など浜松産農産物の認知度を上げ、ブランド力の向上を図り、SNS*やメディアを活用したPRを行います。

⑤ 輸出販売を含む販路拡大

多様化している消費者ニーズに対応し、市場ルートのほか直売所*による販売やITを活用した販売、食品製造業や外食産業等への契約販売の拡大を支援します。また、アジアや中東などの成長市場への販路開拓にジェトロ*などと連携して取り組みます。

⑥ マーケティング戦略を持った農業者の育成

市場の状況調査などを実施し、その情報を農業者へ提供します。また、農業経営塾では、マーケティング戦略を学ぶ場を提供します。

⑦ 安全・安心な作物の生産と流通

環境に配慮した農業生産の推進やトレーサビリティ*及びGAP*等の普及を進めるとともに直売所など顔が見える販売の取組や農産物の情報発信を行います。また、卸売市場では、多様な消費者ニーズに対応し、安定的な農産物の流通を確保します。

方針3 「産」む力

「産」む力



- ◆ 農地の集積・集約により強い農業経営の実現を図る
- ◆ 先端技術の活用や栽培技術の向上により生産性を高める

「もうかる農業」を実現するためには、生産力を高める必要があります。そのため、農地の集積・集約や優良品種の導入、AI*やICT*等の先端技術の導入などにより農業の生産性の向上を図ります。また、次代に向けて、本市農業に関する知識やすぐれた栽培技術などを継承していきます。

基本施策

⑧ 安定した農地の確保

農地銀行*や農地中間管理事業*を活用した農地の利用集積・集約や貸付可能な農地の情報提供などを行い、人・農地プラン*の推進と併せて農業者が安定して農地を確保できる環境を整えます。

⑨ 優良品種、気候変動に対応する作物の生産

優良種苗、無菌苗（ウイルスフリー苗）*、温暖化及び異常気象に対応した苗など新品種の研究開発や農産物の生産を支援し、安定生産と高品質化に取り組みます。



⑩ ICT、省力化技術等の導入

AI、ICT等の先端技術を搭載した農業機械等を活用し、作業の自動化や省エネルギー化に向けた実証実験*を行います。また、先端技術やその効果を積極的に情報発信し、活用を促します。

⑪ 栽培技術の継承と業務改善の実施

本市の歴史的な農業栽培技術や知識を見える化*し、次代に継承していきます。また、5S活動*などを農業者が主体的に行い、業務改善に取り組みます。

方針4 「守」る力

「守」る力



- ◆ 農地の果たす多面的機能を理解し、農地を守り、農村環境を次代に伝えていく
- ◆ 農業生産の基盤を整備し良好な営農環境を確保する

「もうかる農業」を実現するためには、農地を守り農村環境*を維持していくことが必要です。そのため、農地の適正な管理や有効活用、地域による保全活動を推進します。また、耕作放棄地*の解消等により農地を守り、水源や自然環境の保全、景観といった農業・農村の有する多面的機能*の維持を図ります。さらに、老朽化した用水路などの農業生産基盤の整備を図るとともに、山間部を中心に深刻な状況となっている鳥獣被害*に対策を講じます。

基本施策

⑫ 農地の保全、耕作放棄地の解消、農村環境の維持

地域協働による農地、水路、農道等、地域資源*の保全や施設の長寿命化対策を支援します。また、災害を未然に防止する仕組みづくりを進めるとともに、地域主体の耕作放棄地の再生利用に取り組みます。

⑬ 農業生産基盤の整備、施設の耐震化・老朽化対策

農地中間管理事業を活用した農地の集積・集約と農業生産基盤の再整備を進めます。また、土地改良区*や水利組合*の活動を支援するとともに、水利施設*の耐震化や老朽化対策を実施します。



⑭ 鳥獣被害対策

野生鳥獣による農作物への被害を防止するため、防護と捕獲による総合的な対策を進めます。また、ジビエ*の流通ルートを確認し資源として活用するとともに、ジビエ料理や商品の PR に努めます。



方針5 「地域」の力

「地域」の力



- ◆ 浜松産農産物の豊富さ・美味しさを実感し、伝えていく
- ◆ 自然豊かな農山村を地域資源として活用し、活気をもたらす

「もうかる農業」を実現するためには、消費者である市民と農業者のつながりを強化していく必要があります。そのため、食農教育*や地産地消*を推進するとともに、市民の本市農業に対する理解を深め、全市民が情報発信者となることを目指します。さらに、観光資源*であるグリーン・ツーリズム*を積極的に活用していきます。

基本施策

⑮ 食農教育、地産地消の推進

学校給食や教育現場で農業に関する教育や農業体験を行うなど浜松産の農産物に対する理解を深める取組を進めます。また、新鮮で安全なものが手に入る地産地消のメリットを周知するとともに、浜松産の農産物を使った飲食店の PR や農業者と料理人をつなぐ取組を進めます。



⑯ 浜松農業の理解と情報発信

農業者と消費者との交流の場を増やし相互理解を深めるとともに、SNS などを活用し互いに情報発信できるような場を創出します。さらに、市民農園*などを通じ、農業とふれあう場を提供します。

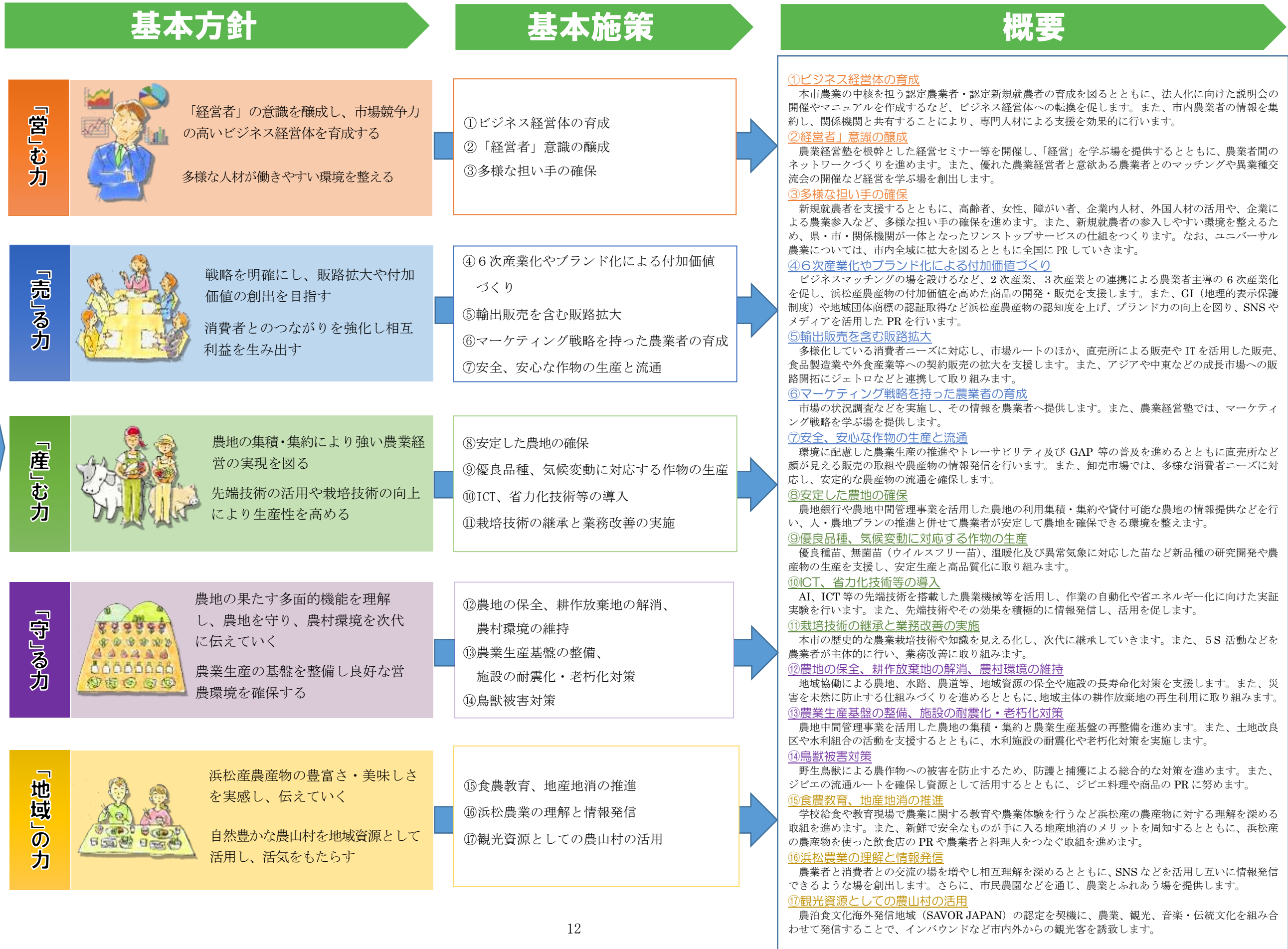
⑰ 観光資源としての農山村の活用

農泊食文化海外発信地域 (SAVOR JAPAN) *の認定を契機に、農業、観光、音楽・伝統文化を組み合わせることで、インバウンド*など市内外からの観光客を誘致します。



7 基本方針・基本施策体系図

基本理念
チャレンジ・工夫で「もうかる農業」を実現する



8 浜松市農業の現状

(1) 参考指標

■ 総農家数と農業後継者の有無別農家数

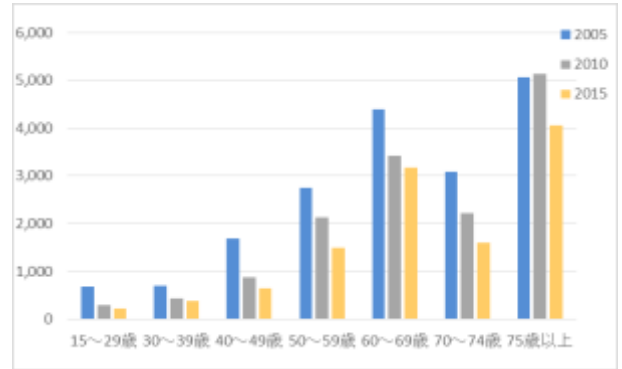
(単位：戸)



出典：農林業センサス結果報告書（2005年、2010年、2015年）
* 2005年は合併前旧12市町村の合計で算出

■ 年齢層別農業就業人口（販売農家）

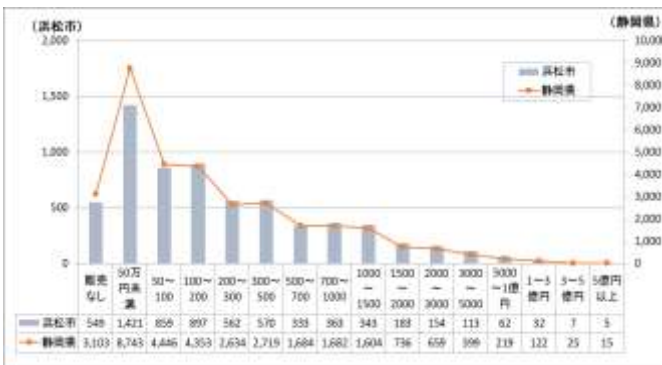
(単位：人)



出典：農林業センサス結果報告書（2005年、2010年、2015年）
* 2005年は合併前旧12市町村の合計で算出

■ 農産物販売金額規模別経営体数

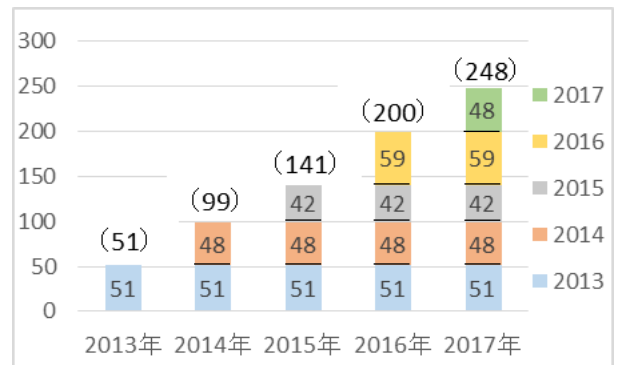
(単位：経営体)



出典：農林業センサス結果報告書（2015年）

■ 直近5年間の新規就農者数

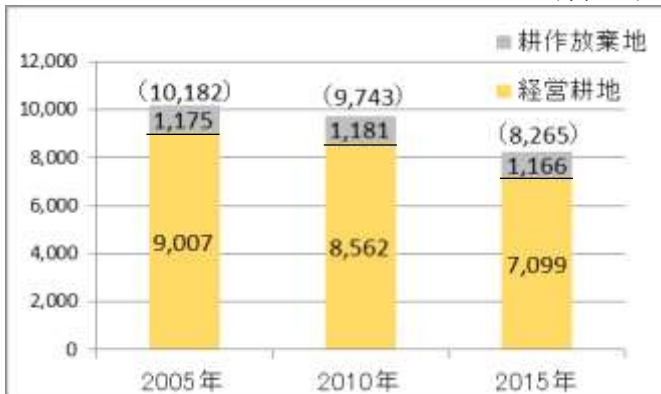
(単位：人)



出典：浜松市農業振興課調べ

■ 経営耕地面積と耕作放棄地

(単位：ha)



出典：農林業センサス結果報告書（2005年、2010年、2015年）
* 2005年は合併前旧12市町村の合計で算出

■ 市町村別農業産出額ベスト10

(単位：千万円)

順位	2006年(H18)		2016年(H28)【推計値】	
	市町村名	産出額	市町村名	産出額
1	田原市	7,244	田原市	8,528
2	都城市	6,983	銚田市	7,801
3	新潟市	6,553	都城市	7,538
4	浜松市	5,405	新潟市	6,231
5	銚田市	5,393	別海町	6,210
6	豊橋市	4,738	旭市	5,674
7	鹿屋市	4,486	浜松市	5,329
8	別海町	4,265	熊本市	4,843
9	旭市	4,183	豊橋市	4,386
10	弘前市	3,838	弘前市	4,348

出典：生産農業所得統計（2006年）
市町村別農業産出額（推計）（2016）

(3) 地域別農業の特色

中山間地域の農業



寒暖差を利用して栽培するお茶を主体に、しいたけも多く栽培されています。そのほか、ちんげんさいやしきみ、じねんじょ等も栽培されています。



台地の農業



三方原台地では、明治以降の開拓や土地改良事業により畑地が整備され、ばれいしょやだいこん等が生産されてきました。また、都田地区では、温州みかんのほかピオーネ、なし等の果樹栽培や畜産が盛んです。

天竜川沿いの農業



東名高速道路以北には、田園風景が広がっており、天竜川沿いの地区は、水稻のほかセルリー、葉ねぎ、ほうれんそう、鉢物の観葉植物、柿、温室メロン等が生産されています。近年では、ちんげんさい等の栽培も盛んになっています。

浜名湖周辺の農業



農業水利施設の整備により、大型ビニールハウス等の施設園芸が盛んになり、セルリー、ちんげんさい、サラダ菜、みつば、すいか等の産地となっています。また、ガーベラ、きく等の花き栽培も盛んで大産地を形成しております。温州みかんやネーブル等の柑橘類、ほおずきの生産に加え、畜産も盛んです。

遠州灘沿いの農業



遠州灘に面した砂地土壌の篠原地区周辺では、日本一早く出荷する「新たまねぎ」としての早生たまねぎ、葉ねぎ、かんしょ等が栽培されています。また、五島地区周辺では、エシャレット栽培が行われています。この地区がエシャレット栽培の発祥地であり全国でも有数の産地となっています。

9 用語解説

● 「英数字」

用語	内容
AI	Artificial Intelligence の略。日本語では「人工知能」という。 人間にしかできなかったような高度に知的な作業や判断をコンピュータを中心とする人工的なシステムにより行えるようにしたもの。
GAP	Good Agricultural Practice の略。 農業生産工程管理。農業生産活動を行う上で必要な関係法令等の内容に則って定められる点検項目に沿って、農業生産活動の各工程の正確な実施、記録、点検及び評価を行うことによる持続的な改善活動のこと。
GI(地理的表示保護制度)	伝統的な生産方法や気候・風土・土壌などの生産地等の特性が、品質等の特性に結びついている商品の名称(地理的表示)を知的財産として登録し、保護する制度。
ICT	Information and Communication Technology の略。 日本ではすでに一般的となった IT の概念をさらに一歩進め、IT=情報技術に通信コミュニケーションの重要性を加味した言葉。
NPO	Non-Profit Organization の略。 一般的には民間非営利組織と訳される。営利を目的とする株式会社などと異なり、収入から費用を差し引いた利益を関係者に分配しないことを基本に、社会的使命の追求を目的として、自発的な活動を継続して行う団体のこと。
SNS	Social Networking Service (ソーシャルネットワーキングサービス) の略 人と人とのつながりを促進・支援する、コミュニティ型の Web サイト及びネットワークサービスのこと。 コメントやトラックバックなどのコミュニケーション機能を有しているブログや、電子掲示板、あるいはそういったサービスを提供するウェブサイトも含まれる。
2次産業	製造業、鉱業及び建設業からなる産業部門。 【参考】1次産業：農業、林業、水産業など直接自然に働きかける産業の総称。
3次産業	運輸、通信、商業、金融、公務及び自由職業、その他のサービス業を含む産業部門。
5S活動	職場の環境改善で用いられるスローガンのこと。「整理」・「整頓」・「清掃」・「清潔」・「しつけ」の頭の文字 S をとったもの。生産物の品質・コストなどを管理するための基礎的な条件となる。
6次産業化	生産(1次)のみにとどまらず、農産物加工や食品製造(2次)、卸・小売、情報サービス、観光(3次)分野にまで経営を発展させる農業経営の展開方法。 「1次産業×2次産業×3次産業=6次産業」という考え方による。 1次産業(農林水産物生産)×2次産業(加工)×3次産業(販売)のことで、それぞれの産業が一体となって、総合産業(6次産業)として発展することを目指し、その際、どれかが欠けると0になってしまうため、いずれも欠かないという、産業間連携の在り方を示すもの。

● 「あ行」

インバウンド	外国人が日本を訪れ観光すること。
オール浜松	農業者をはじめ、地域づくりの主役である市民や企業、農業協同組合、教育機関、NPO、各種団体、行政機関など、多様な主体が自らの特徴を生かし、浜松市全体で連携して取り組むこと。

● 「か行」

観光資源	観光やレジャーに使われる施設や、あるいは風光明媚で目を楽しませる名勝などや舌を楽しませる郷土料理から伝統に基づく地域の文化など、観光産業の興すときの元となる地域にある資産や資源。
グリーン・ツーリズム	自然豊かな農山漁村地域に滞在し、その自然、文化、人々との交流を楽しむ余暇活動。
経営感覚	企業等を経営する上での能力や才能のこと。 経営者が持っている仕事に対する考え方や姿勢。
経営耕地面積	農業経営体*が経営している耕地をいい、自家で所有している耕地（自作地）と、よそから借りて耕作している耕地（借入耕地）の合計。 ※土地台帳の地目や面積に関係なく、実際の地目別の面積。（農林水産省） 経営耕地＝所有耕地－貸付耕地－耕作放棄地＋借入耕地
後継者（農業後継者）	15歳以上の者で次の代で農業経営を継承することが確認されている者（予定者を含む。）。
耕作放棄地	農林水産省の統計調査における区分であり、過去1年間作物の作付けがなく、今後数年の間に再び耕作する明確な意思のない農地。 耕作放棄地は多少手を加えれば耕地になる可能性のあるもので、長期間にわたり放置し、現在、原野化しているような土地は含まない。
コーディネーター	物事が円滑に行われるように、全体の調整や進行を担当する人。

● 「さ行」

事業者	営利などの目的をもって事業を営む者。
市場競争力	企業等が、財やサービスを供給する市場へ自由に参入し、消費者を獲得するため、価格や品質面などで他の企業と競い合うこと。
静岡県経済産業ビジョン 2018～2021（農業・農村編）	静岡県の農業・農村の今後の方向を示す基本指針となる計画。 第1章 ビジョン策定の基本的な考え方、第2章 本県の農業・農村の現状と課題、第3章 ビジョンの基本方針、第4章 施策の推進方策、第5章 地域農業の振興方向（地域計画）の5章により構成されている。
実証実験	新開発の製品・技術などを、実際の場面で使用し、実用化に向けての問題点を検証すること。
市民協働	市民、市民活動団体、事業者及び市が、それぞれの特性を生かしながら、共通の課題

	や目的を達成するため、さまざまな観点や形態で取り組むこと。
市民農園	都市の住民がレクリエーション、自家消費用野菜・花の生産、高齢者の生きがいくつり等の多様な目的で、小面積の農地を利用して野菜や花を育てるための農園。
ジェトロ（日本貿易振興機構）	日本貿易振興会を引き継いで設立された独立行政法人。対日投資の促進、農林水産物・食品の輸出や中堅・中小企業等の海外展開支援に機動的かつ効率的に取り組むとともに、調査や研究を通じ日本の企業活動や通商政策に貢献している。
ジビエ	キジ、ヤマウズラ、野ウサギ、シカ、イノシシなど、狩猟によって食材として捕獲される野生鳥獣やその肉。
消費者ニーズ	生活を送るうえでの消費者の基本的な欲求のこと。これに応えることが、商品を購入してもらうための必要条件となる。
食農教育	食のもつ多彩な役割の重要性を伝える「食育」に加えて、食を支えている農業についての知識や体験などを含む教育のこと。
食料・農業・農村基本計画（2015年）	食料・農業・農村基本法に基づき、食料・農業・農村に関し、政府が中長期的に取り組むべき方針を定めたもの。
新規就農者	次のいずれかに該当するもの (1) 新規自営農業就農者 農家世帯員で過去1年間の生活の主な状態が、「学生」又は「他に雇われた勤務が主」から「自営農業への従事が主」になった者。 (2) 新規雇用就農者 過去1年以内に新たに法人等に常雇い（年間7ヶ月以上）として雇用されることとなった者。 (3) 新規参入者 過去1年以内に土地や資金を独自に調達し、新たに農業経営を開始した者。 ○新規学卒就農者 自営農業就農者で「学生」から「自営農業への従事が主」になった者及び雇用就農者で雇用される直前に学生であった者。 ○認定新規就農者 認定新規就農者の欄に記載
水利組合	治水、水利、土工などの事業を営むため、地方公共団体または一定地域内の土地、家屋所有者を構成員として組織される公法人。
水利施設	農地へのかんがい用水の供給を目的とするかんがい施設や、農地における過剰な地表水及び土壌水の排除を目的とする排水施設。
戦略計画	浜松市未来ビジョンの基本構想で定めた都市の将来像「市民協働で築く『未来へかがやく創造都市・浜松』」及び「1 ダースの未来（理想の姿）」の実現を目指し、市の重点施策やその目標を掲げ、政策や事業とともに、行財政改革や資源配分などの考え方を含めた市政全般にわたる方向性を示し、毎年度の環境の変化を踏まえて策定する計画。
総農家数	販売農家（経営耕地面積30アール以上、又は年間農産物販売金額50万円以上）と自給的農家（経営耕地面積30アール未満かつ年間農産物販売金額50万円未満）の計。

●「た行」

第3次浜松市食育推進計画	食を大切にし、生きる力を育むことを食育ととらえ、市民一人ひとりが食に対して関心を持ち、自ら食に関する正しい知識を身に付け、生涯にわたり健康的な食生活を実践していけるよう策定した浜松市の計画（2018～2022年度）。
多面的機能	農業・農村が、食料を供給する役割だけでなく、その生産活動を通じ、国土の保全、水源のかん養、生物多様性の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等、さまざまな機能を有していること。
地域資源	地域内で産するさまざまな素材、自然景観や史跡、固有の技術・情報、地域に住む人材等をいう。
地域団体商標	協同組合等が、協同組合等の構成員に使用させる商標であり、地域名と、商品・役務の普通名称等を組み合わせた文字のみで構成されていて、一定以上有名になっている商標。
地域農業	その地域ならではの特色ある地域性豊かな農業。
地産地消	地域生産地域消費の略語で、地域で生産された農産物等をその地域で消費すること。
地方計画	都市問題のように特定地域へ集積した社会問題を解決するため、その計画の範囲を拡大し、広域的に処理する計画、または国土計画の下位計画としての性格をもつ計画。
鳥獣被害	クマ、ニホンジカ、イノシシ、ニホンザル、ハクビシン、カラスなどの鳥獣により、農林水産物及び家畜等が被害を受けること。
直売所	その直売所が立地する周辺の農家あるいは農業協同組合（農協、JA）などが設置した、地元の農産物を販売する施設。
都市農業振興基本法	都市農業の安定的な継続を図るとともに、都市農業の多様な機能の発揮を通じ、良好な都市環境の形成に資することを目的として制定。
土地改良区	一定地域の土地改良事業*を実施することを目的に、土地改良法に基づき都道府県知事の認可を得て設立される公共団体。
土地改良事業	農用地、農業施設の改良・開発・保全・集団化に関する事業。
トレーサビリティ	食品等の生産や流通に関する履歴情報を追跡・遡及することができるしくみ。農業者や流通業者は、媒体（バーコード、ICタグ等）に食品情報を集積するなどし、それを消費者等が必要に応じて検索できるシステム。これにより、食品事故発生時の早期原因究明や農業者と消費者の「顔の見える関係」の構築が期待される。

●「な行」

担い手	制度や事業によってそれぞれ定義付けられるが、一般的には今後の農業を担う人をいう。
認定農業者	農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）の規定に基づき、効率的で安定した農業経営を目指すために作成する「農業経営改善計画」を市町村に提出し、認定を受けた農業者（法人を含む。）。
認定新規就	農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）の規定に基づき、「青年等就農計

農者	画」を市町村に提出し認定を受けた、経営開始前又は就農5年以内でおおむね45才未満の農業者（法人を含む。）。
農家	経営耕地面積が10アール以上の農業を営む世帯又は農産物販売額が年間15万円以上ある世帯。
農業基盤の強化の促進に関する基本的な構想	農業経営基盤強化促進法に基づき、市町村で策定される計画のこと。浜松市の農業の持続的発展を図るため、将来（おおむね10年後）の育成すべき農業経営の目標の設定と、その実現に向けての措置などを明らかにしている。
農業経営体	次のいずれかに該当する事業を行う者。 (1)経営耕地面積が30a以上の規模の農業 (2)農作物の作付面積又は栽培面積、家畜の飼養頭羽数、その他の事業の規模が次の外形基準以上の農業 ① 露地野菜作付面積15a ②施設野菜栽培面積350㎡ ③果樹栽培面積10a ④露地花き栽培面積10a ⑤施設花き栽培面積250㎡ ⑥搾乳牛飼養頭数1頭 ⑦肥育牛飼養頭数1頭⑧豚飼養頭数15頭 ⑨採卵鶏飼養羽数150羽⑩ブロイラー年間出荷羽数1,000羽 ⑪その他調査期日前1年間における農産物の総販売額50万円に相当する事業の規模 (3) 農作業の受託の事業
農業産出額	農業生産活動による最終生産物の総産出額であり、農産物の品目別生産量から、二重計上を避けるために、種子、飼料等の中間生産物を控除した数量に、当該品目別農家庭先価格を乗じて得た額を合計したものである。
農業就業人口	15歳以上の農家世帯員のうち、過去1年間に従事した仕事が自家農業だけの者、及び他産業に従事していても年間従事日数において自家農業従事日数のほうが多い者をいう。
農業者	農業に従事している人。
農産物	農業によって生産される物。穀類・野菜・果物・茶・畜産物・花きなど。
農村環境	経済生活の基礎を農業におく村落の環境。
農地銀行	農地の貸し借りや売買の促進（農地利用の流動化）を目的に、農業委員会に申込みのあった「売りたい・貸したい農地」や「農地を買いたい・借りたい農業者」の情報を公開するもの。
農地中間管理事業	農地を貸付けたい人から「公社」（機構）が農地を借り入れ、農業経営の規模拡大や効率化などを進める担い手に集約的に貸付ける制度。
農泊食文化海外発信地域（SAVOR JAPAN）	地域の食と、それを生み出す農林水産業を核として訪日外国人を中心とした観光客の誘致を図る地域として農林水産大臣が認定するもの。

● 「は行」

浜松市農業振興協議会	浜松市の農業振興を図るため、農業関連団体が有機的に連携し、構成員相互の連絡調整を行うとともに、市の農業政策の形成に寄与することを目的とした組織。
浜松市農業振興地域整備計画	農用地区域の設定と農用地区域内の土地の農業上の用途の指定を定めた「農用地利用計画」と農業生産基盤の整備・開発、農用地等の保全、農業経営の規模の拡大等を定めた「農業振興のマスタープラン」を併せた計画。
浜松市農村環境計画	市が、農業振興地域において、農業総合整備事業の計画段階において、地域住民の多種多様な意向を踏まえ、農業の有する多面的機能の適切かつ十分な発揮や環境との調和への配慮に応じるため、環境に関する総合的な調査を行い、環境保全の基本方針を明確にした上で策定する地域の計画のこと。
ビジネス経営体	家族経営から脱皮し、企業的な経営感覚で、地域の農業を引っ張っていけるような経営体。目指すビジネス経営体の要件は、次の4つである。①経営が継承されていく永続的な経営体。②雇用による労働力を確保している。③企業として一定以上（概ね5,000万円以上）の販売規模を持ち、成長を志向している。④マーケティング戦略に基づくサービスや商品を提供している。
ビジネスマッチング	商品やサービスの提供側とその利用者側との間に入って結びつけてビジネスにつなげること。
人・農地プラン	集落・地域の徹底的な話し合いを通じて、人と農地の問題を一体的に解決し、持続可能な力強い農業を実現するため、今後の中心となる経営体や将来の農地利用のあり方などを定めたプラン。
法人化	個人事業主として事業を行っている者が、法人を設立して、その法人組織の中で事業を引き継いで行っていくこと。

● 「ま行」

マーケティング	買い手のニーズに基づき、生産物の仕様・価格・提供方法などを統合的に企画・実行する活動。
マーケティング戦略	マーケティング*活動をより効果的に行うために、自社の力を見極めたうえで、成長の方向性や事業展開の範囲・方法などを総合的に考えること。
見える化	物事の現状、進捗状況、実績、課題などを常に見えるようにしておくこと。
無菌苗(ウイルスフリー苗)	バイオテクノロジー（培養技術）を利用して、病原性ウイルスを取り除いた苗。病徴がなく、生育が旺盛で健全に生長する苗。

● 「や行」

やらまいか精神【本編】	「やろうじゃないか」や「しましようか」という遠州地方の方言だが、単なる方言ではなく、遠州人の「あれこれ考え悩むより、まず行動しよう」という進取の精神を表すもの。
ユニバーサル農業	農業や園芸作業を行うことによる生きがいがづくりや高齢者・障がい者の社会参画などの効用を農業経営の改善や多様な担い手の育成などに生かしていく取組。

● 「わ行」

ワンストップサービス	ひとつの場所でさまざまなサービスが受けられる環境、場所のこと。
------------	---------------------------------

浜松市農業振興ビジョン 解説編

2019年 月発行（2019～2025）

<発行> 浜松市 産業部 農業水産課

〒430-8652 浜松市中区元城町 103-2

Tel 053-457-2333 FAX 053-457-2214

E-mail nousui@city.hamamatsu.shizuoka.jp